

平成27年度経営計画

1 業務環境

(1) 茨城県の景気動向

最近の茨城県内の経済情勢を見ると、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられますが、生産活動や消費が底堅く推移し、また雇用・所得環境も引続き改善するなど、緩やかな回復が続いています。

先行きについては、各種政策の効果や所得環境の着実な改善から、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動減が徐々に薄れていき、今後も緩やかな回復基調が続くものと思われま

(2) 中小企業を取り巻く環境

県内の経済動向は、全体として緩やかな回復が続いており、企業倒産についても政府の金融政策や財政出動の効果により、低調に推移しています。

しかしながら、経営基盤の弱い中小企業については、円安に伴う原材料価格の上昇や、人手不足による人件費等のコスト増加から、今後も厳しい経営環境が続くものと思われま

2 業務運営方針

このような状況の下、当協会としては、国や地方公共団体の施策に呼応しながら、中小企業金融のセーフティネットとしての役割を十分に発揮すべく、各種の政策的保証制度や地方公共団体制度融資を推進するとともに、国や県の地方創生に向けた取り組みを後押しすべく、県内中小企業及び経済の活性化に取り組んでいきます。

現地調査・面談を積極的に実施することにより、企業実態を十分に把握し、中小企業の実情に応じた資金繰り支援に取り組むとともに、金融機関と連携した協調融資も活用しながら、適正な保証を推進します。

また、中小企業の経営改善のために、関係機関とも連携し、経営支援や再生支援の強化・充実を図っていきます。

今年度は、専門グループによる条件変更先等への経営支援を強化することにより、中小企業者の経営改善・資金繰り改善を集中的に実施していきます。

これら、信用保証協会の公的使命と社会的責任を遂行するため、コンプライアンスを経営管理の機軸として一層の態勢強化に取り組むことにより、公正で信頼性の高い組織の構築に努めます。

(1) 政策的保証制度や地方公共団体制度融資の推進

厳しい経営環境におかれている中小企業に対して、国や地方公共団体の施策に呼応し、政策的保証制度や県・市町村の低利な制度融資を推進し、中小企業の資金需要に対応していきます。

① 震災関係・創業関係のほか経営改善に寄与する経営改善サポート保証等政策的保証制度の活用

国の中小企業支援策に呼応し、震災関係保証のほか、創業や経営改善のための各種政策的保証制度を積極的に活用することにより、中小企業者の活性化に寄与していきます。

② 地方公共団体制度融資（県制度融資・市町村金融）の積極的な活用

低金利、保証料補助等のある県や市町村の制度融資を活用して、中小企業の負担軽減と資金繰り円滑化に寄与していきます。

③ 借換保証を活用した資金繰り円滑化の推進

多数口の保証を利用している中小企業に対して、借換保証を提案し利用推進を行うことにより、中小企業の資金繰り円滑化を図っていきます。

特に、「県借換融資制度」を今年度も引き続き推進し、中小企業の早期資金繰り安定を図っていきます。

(2) 中小企業の実情に応じた支援

中小企業の実情に応じ、創業支援、経営支援、再生支援の各種支援を実施していきます。これらの支援については、金融機関のほか中小企業支援機関と連携して推進していきます。

また、茨城県中小企業者支援ネットワークも活用しながら連携の強化を図っていきます。

① 創業支援の強化

創業者については、金融機関・商工団体等関係機関と連携しながら、相談・セミナー・計画書策定支援のほか、創業後のフォローアップまで一貫した支援を行います。

② 経営支援の強化

従前の経営支援に加え、今年度は専門グループによる条件変更先等への経営支援を実施することにより、充実した支援を行っていきます。

経営改善のための各種支援ツールの紹介や、当協会の専門家派遣事業を活用した経営改善計画書策定支援などにより中小企業者の経営改善を積極的に支援していきます。

③ 再生支援の強化

再生支援機関（再生支援協議会、復興相談センター、東日本大震災事業者再生支援機構等）との連携により、返済リスケジュール、DDS、不等価譲渡、求償権消滅保証等の手法により企業再生に取り組んでいきます。

(3) 金融機関等関係機関との連携強化による中小企業支援の充実

県や中小企業支援機関等と定期的な情報交換を行うことにより、各種支援策について連携を図り、充実した支援を行っていきます。

また、金融機関と連携し、協調支援を活用することにより適正な保証を推進していきます。

① 県や中小企業支援機関との連携による創業支援や各種支援の充実

県内中小企業支援機関と連携しながら、創業支援に取り組むほか、各機関等の支援策と連携を図ることにより、横断的な支援体制を構築していきます。

② 金融機関との協調融資の推進

金融機関と連携し、協調支援を活用することにより適正な保証を推進していきます。

③ 新規先、優良先への保証の推進

キャンペーンによる新規先、優良先の保証推進を積極的に行うことで企業の資金需要に応えるとともに、保証債務残高におけるポートフォリオの改善を図っていきます。

(4) 重点管理先の経営支援・再生支援の充実

大口の業況不振先・返済緩和先や再生支援を必要とする重点管理先を対象として、金融機関や認定支援機関等と連携し、早い段階での経営指導、経営改善計画の策定支援、資金繰り支援を行っていきます。

また、事業再生が必要な先については、再生支援機関と連携を強化し、企業の状況に応じた様々な手法により積極的な支援を行っていきます。

(5) 専門グループによる条件変更先等への経営支援強化

条件変更先を中心に当協会の専門グループがメインの金融機関と連携を図りながら様々な経営支援ツールを紹介するほか、当協会の専門家派遣事業を活用した経営支援や積極的な資金繰りの支援を行うことで、より踏み込んだ経営支援を実施していきます。

(6) 外部専門家派遣事業の活用による経営改善支援

当協会の外部専門家派遣事業の積極的な利用を推進することにより、経営改善に意欲のある中小企業者に対し、経営改善計画書策定等の支援を実施する。

(7) 国の経営改善計画策定支援事業および経営サポート会議の積極的活用による経営改善支援

経営サポート会議を経て国の経営改善計画策定支援事業を利用した場合、中小企業者の費用負担部分に対する当協会の一部費用補助については、今年度も継続し利用の推進を図っていきます。

また、複数の金融機関と取引のある中小企業へ早期の経営改善支援等を行うため、経営サポート会議を活用し、メイン行を中心に各金融機関の支援方針を迅速に決定していきます。

さらに、経営サポート会議を経て再生計画を策定した企業に対して、経営改善サポート保証等を利用した保証支援に積極的に取り組んでいきます。

(8) 早期延滞先の管理強化による事故企業の抑制

専任者を配置して、延滞額が増加しないようにきめ細やかな延滞管理を行います。延滞の拡大が懸念される企業については、金融機関と協議の上、早めに返済緩和の条件変更や借換保証等を行うことにより、事故発生の抑制に努めます。

(9) コンプライアンスの推進

研修等を反復して行うことにより、コンプライアンス・マニュアルの徹底を図り、職員の法令等遵守意識の向上を図ります。さらに、個人情報の管理体制についても強化を図ります。

(10) 危機管理への取り組み

信用保証協会は中小企業の金融円滑化の責務を担っており、被災による地域経済活動への影響を最小限にし、被災復興に際しての資金需要を満たすための保証を行う等、被災した地域経済を守り復興させる役割を果たさなければなりません。そのために東日本大震災時の教訓を踏まえ、危機管理を徹底し、「事業継続計画」の実効性を高めていきます。

(11) 広報誌やホームページ、マスメディアの活用

金融機関・中小企業向けの広報誌やホームページの充実を図り、また新聞広告等、マスメディアを活用しながらタイムリーな情報を発信することにより、各種支援策や保証制度等について広く理解を得ることに努めていきます。

3 事業計画

平成27年度の保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	2,700億円	101.9%
保証債務残高	5,860億円	96.5%
代位弁済	150億円	85.7%
回収	38億円	91.6%